

第 14 節 事業の効率性・透明性の向上

1 事業評価

公共事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るため、北海道開発局では、平成 10 年度から公共事業の新規事業採択時評価及び再評価を実施している。なお、試行として実施していた事後評価については、平成 15 年度（農林水産省所管事業は平成 12 年度）から本格実施している。平成 22 年度からは公共事業の進め方の透明性を一層向上させるため、国土交通省所管事業の再評価において、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等への意見聴取を導入するとともに再評価の実施時期の短縮を行った。平成 23 年度には文書の保存期間等の充実を図るため、資料の保存期間を完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後 10 年とした。再評価に関して、事業評価検討委員会の審議の重点化、効率化の観点から、平成 25 年度に費用対効果分析を実施しないことができる条件を明確化し、平成 30 年度には再評価を実施する一定期間を変更して実施している。

(1) 再評価

ア 対象事業

北海道開発局が実施する事業（維持・管理事業等を除く）で、以下のいずれかに該当する事業。

- (ア) 事業採択後 3 年（農林水産省所管事業は 5 年）を経過した時点で未着工の事業。
- (イ) 事業採択後 5 年（農林水産省所管事業は 10 年）を経過した時点で継続中の事業。
- (ウ) 準備・計画段階で 3 年を経過している事業（高規格幹線道路に係る事業、実施計画調査費を予算化したダム事業等で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。）。
- (エ) 再評価実施後一定期間（継続中の事業は 5 年、未着工の事業は 3 年（農林水産省所管事業は 5 年））を経過している事業。
- (オ) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業。

イ 実施主体

北海道開発局は評価原案を決定し、本省（国土交通省及び農林水産省）が対応方針あるいは実施方針を決定する。

ウ 評価の方法

- (ア) 北海道開発局に事業評価検討委員会を設置し、評価原案を作成。（農業農村整備事業は国営事業管理委員会で評価原案を作成）
- (イ) 北海道開発局から直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等への意見聴取を実施。
- (ウ) 北海道開発局は第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される「北海道開発局事業審議委員会」を設置。（平成 14 年まで常任委員 5 名、専門委員 7 名、平成 15 年度から委員 9 名、平成 23 年度から委員 8 名、平成 25 年度から委員 9 名、平成 18 年度から一般公開）
- (エ) 事業評価検討委員会は、「北海道開発局事業審議委員会」の意見を尊重して評価原案を決定する。

(オ) 既存の第三者機関がある場合は、既存の手続の活用を図る。

a 河川法に基づく河川整備計画の策定・変更（流域委員会）

b 農業農村整備事業（国営事業評価技術検討会）

(カ) 評価を行った結果、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

(2) 事後評価

ア 対象事業

北海道開発局が実施した事業（維持・管理事業等を除く）で、事業完了後一定期間（5年（官庁営繕事業は2年））を経過した事業。

イ 実施主体

北海道開発局は直轄事業の事後評価を行い、対応方針を決定後、本省（国土交通省及び農林水産省）へ報告する。

ウ 評価の方法

(ア) 評価の方法は、再評価と同様に「北海道開発局事業審議委員会」等に諮問し、事業評価検討委員会で対応方針を決定する。

(イ) 既存の第三者委員会がある場合は、それぞれ既存の手続の活用を図る。

a 管理ダム事後評価事業（ダム等管理フォローアップ委員会）

b 農業農村整備事業（国営事業評価技術検討会）

(ウ) 事業完了後の事業効果、環境影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討し、その結果を同種事業の調査・計画の在り方や事業評価手法の見直し等に反映する。

(3) 新規事業採択時評価

ア 対象事業

北海道開発局で事業費等を予算化しようとする事業（維持・管理事業等を除く）。

イ 実施主体

本省が新規採択時の評価を行う。ただし、国土交通省所管事業のうち、北海道開発局長が事業計画及び箇所別調書を作成する事業については北海道開発局が評価を行う。

ウ 評価の方法

(ア) 本省が実施主体の事業は、本省において予算化等の対応方針を決定する。

(イ) 北海道開発局が実施主体事業（一括配分事業）は、事業評価検討委員会において、当該事業の予算化等に係る対応方針を決定後、本省へ報告。（第三者委員会の審議なし）

(4) 事業評価の実施状況

北海道開発局においては、平成10年度の取組開始から令和元年度までに合計で1,201事業の事業評価を実施しており、各評価では、再評価826事業、事後評価368事業、新規事業採択時評価7事業を実施している。

また、事項別には、

- ① 治水関係事業 196 事業（再評価 172 事業、事後評価 23 事業、新規事業採択時評価 1 事業）
- ② 海岸事業 6 事業（再評価 6 事業）
- ③ 道路関係事業 447 事業（再評価 348 事業、事後評価 99 事業）
- ④ 港湾整備事業 198 事業（再評価 142 事業、事後評価 50 事業、新規事業採択時評価 6 事業）
- ⑤ 空港整備事業 3 事業（事後評価 3 事業）
- ⑥ 都市・住宅事業 6 事業（再評価 5 事業、事後評価 1 事業）
- ⑦ 農業農村整備事業 276 事業（再評価 114 事業、事後評価 162 事業）
- ⑧ 水産基盤整備事業 54 事業（再評価 37 事業、事後評価 17 事業）
- ⑨ 官庁営繕事業 15 事業（再評価 2 事業、事後評価 13 事業）

となっている。このほかに、流域委員会及びダム管理等フォローアップ委員会における第三者機関の審議により事業評価の手續とした事業が 36 事業ある。

北海道開発局では、今後とも、これらの事業評価制度を活用し、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図りながら、北海道開発事業を推進していくこととしている。

2 建設業等の働き方改革、生産性の向上

人口減少と少子高齢化の急速な進展に伴って生産年齢人口が減少する中、社会インフラの整備・維持管理や災害対応に重要な役割を担っている建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業、建設コンサルタント、補償コンサルタント）（以下、建設業等という。）においては、長時間労働が常態化し、技術者、技能者の確保が難しくなっており、建設業等の担い手確保・育成に向けて、建設業等の働き方改革の実現は急務となっている。そのような中、政府の「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定）において、労働基準法の改正の方向性として、災害からの復旧・復興に関するものを除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされ、平成 30 年 6 月 29 日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、働き方改革関連法という。）が成立し、建設関連産業（中小企業除く）においては、平成 31 年 4 月 1 日から上限規制が適用されることとなった（中小企業は令和 2 年 4 月 1 日から適用）。建設業における上限規制については、一定の猶予期間を置いた令和 6 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

その対応として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成 29 年 8 月 28 日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定されるなど、建設業等の働き方改革に向けた取組が進められた。国土交通省では、この流れを止めることなく加速させるため、「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成 30 年 3 月 20 日に策定し（働き方改革関連法を踏まえ、平成 30 年 7 月 2 日に改定）、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の 3 つの分野で、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で施策を展開していくこととされた。

また、公共工事の品質確保においては、建設業等の担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成 26 年 5 月に「担い手 3 法」が改正され、その後、働き方改革関連法の成立、i-Construction による生産性の向上及び頻発・激甚化する災害等に対応するため、これまでの品質確保に関する取組をさらにステ

ップアップさせるため、令和元年3月に「新・担い手3法」が改正された。（「担い手3法」及び「新・担い手3法」については、「第12節 建設産業 2 建設業行政」に詳述されているので参照されたい。）

(1) 建設業等の働き方改革の目的と経緯

北海道開発局では、北海道の建設業等について、労働環境の整備並びに技術者・技能労働者の確保・育成及びその活躍に資する施策推進のため、平成29年10月24日に「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置し、年度毎に「北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」を策定し取組を進めている。

また、工事及び業務の円滑な執行のもと品質を確保し、建設業等の働き方改革の実現を図るため、従来から実施している「施工効率向上プロジェクト」及び「『業務成果』品質向上プロジェクト」についても、取組を進めている。

(2) 建設業等の働き方改革の取組状況

建設業の働き方改革の取り組みでは、「北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」に基づき、次の5つの取組を柱として進めている。

ア 取組Ⅰ－1 適正な工期設定・施工時期の平準化

長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備及び施工時期の平準化による人・資機材の効率的な活用を図るため、余裕期間制度の積極的な活用による適正な工期設定、週休2日工事の実施、当初予算におけるゼロ国債の設定による早期発注や2ヶ年国債の設定による適正な工期の確保、施工時期の平準化等の取組を推進する。

イ 取組Ⅰ－2 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

社会保険の法定福利費及び安全衛生経費などの必要経費にしわ寄せが生じないように、「建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会」の関係者が情報を共有し一体となった社会保険加入推進の取組等を実施し、社会保険加入の徹底を推進する。

ウ 取組Ⅰ－3 下請契約における取引適正化

不適切な契約手続き等に起因する元下契約のトラブルを未然に防ぐため、書面による契約締結の徹底が図られるよう、法制度の継続的な周知・啓発を行う。

エ 取組Ⅰ－4 その他働き方改革に資する取組

建設業等の若手・女性活躍応援の取組として、工事の発注における技術者育成型（若手・チャレンジ）、女性技術者の登用を促すためのモデル工事、WLB評価の試行、業務の発注における技術者育成型（若手・管理技術者未経験者育成）の試行を推進する。

また、担い手確保等に向けた取組として、建設業等のやりがいや魅力を伝えるため、学生や保護者等を対象とした現場見学会等を実施するとともに、建設技能者の処遇改善に繋げるため、「建設キャリアアップシステム」の普及促進等の取組を推進する。

オ 取組Ⅱ 生産性向上

技能労働者の担い手不足への対応や労働環境改善に向けて、建設現場の生産性向上が必要不可欠であり、全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等の活用を進めるインフラDX（デジタル・トランスフォーメーション）、i-Constructionなど生産性向上を図るための取組を推進する。

(3) 施工効率向上プロジェクト

「施工効率向上プロジェクト」は、工事現場における受発注者間のコミュニケーションを円滑化し、工事の各段階において受発注者が連携して各々の責務を果たすことにより、公共工事の品質確保、生産性向上を図ることを目的として、平成21年11月から取り組んでおり、「技術調整会議（平成16年度～）」、「ワンデーレスポンス（平成18年度～）」、「設計変更確認会議（平成21年度～）」、「工事円滑化会議（平成22年度～）」、「現場レベルでの意見交換会（平成26年度～）」の徹底や「適切な設計変更の徹底（設計図書の照査ガイドライン・請負工事契約における設計変更ガイドライン・設計変更事例集（条件明示事例集）・工事一時中止に係るガイドライン（案）等の活用）」等を実施している。また、毎年度実施している工事フォローアップ調査の結果等を踏まえ、取組を強化する重点項目を設定するとともに、取組の浸透を図るため、各開発建設部の安全大会等において出前講座を開催して周知を図っている。

(4) 『業務成果』品質向上プロジェクト

『業務成果』品質向上プロジェクトは、業務成果品の品質向上や工事実施段階の手戻り現象回避、生産性向上を図ることを目的として、平成24年度から取り組んでおり、「履行期限の平準化（平成23年度～）」、「条件明示の徹底（平成23年度～）」、「業務確認会議（平成23年度～）」、「合同現地調査（平成24年度～）」、「業務スケジュールの適切な管理（平成24年度～）」、「照査の確実な実施（平成24年度～）」、「ワンデーレスポンス（平成25年度～）」、「業務環境の改善（平成28年度～）」の徹底等を実施している。また、毎年度実施しているアンケート調査の結果等を踏まえ、取組を強化する重点項目を設定し、取組の周知を図っている。

3 生産性向上への取組

生産年齢人口の減少は不可避である中、建設業の生産性向上は重要な課題となっている。このため、国土交通省では、建設業の担い手・労働力不足に対応していくため、働き方改革の推進とともに、不足する労働力以上に生産性を向上させる「i-Construction」に平成28年より取り組んでいる。i-Constructionの取組により、建設業のイメージを刷新するとともに新たなワークスタイルを構築し、多様な人材が活躍できる魅力的な産業に変わることが求められている。

また、平成28年9月12日の「未来投資会議」において、第4次産業革命による「建設現場の生産革命」に向け、建設現場の生産性を令和7年度までに2割向上を目指す方針が示された。

国土交通省では、i-Constructionを推進していくため、その第一歩として、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」、「全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）」、「施工時期の平準化」の3つの施策をトップランナー施策と位置付けて、全ての建設現場にi-Constructionを浸透させていくこととし、平成28年を「生産性革命元年」、平成29年を「前進の年」、平成30年を「深化の年」、令和元年を「貫徹の年」と位置付け、ICT土工を皮切りに主要工種におけるICT活用に向けた基準類を整備している。

i-Construction の取組においては、3次元モデルを活用し社会資本の整備、管理を行う CIM (Construction Information Modeling, Management) を導入することで受発注者双方の業務効率化・高度化を推進してきた。一方で、国際的な BIM (Building Information Modeling) の動向等は近年顕著な進展を見せており、土木分野での国際標準化の流れを踏まえ、Society 5.0 における新たな社会資本整備を見据えた 3次元データを基軸とする建設生産・管理システムを実現するため BIM/CIM* (Building/Construction Information Modeling, Management) という概念において産官学一体となって再構築して、BIM/CIM の取り組みを推進しており、令和 5 年度までの小規模を除く全ての公共工事における BIM/CIM 原則適用に向けて、段階的に適用範囲を拡大している。

※ BIM/CIM とは、計画、調査、設計段階から 3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理の各段階においても 3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図ること。

(1) i-Construction 推進の経緯

このような流れを受け、北海道開発局においても、平成 28 年 3 月 1 日に「北海道開発局 i-Construction 推進本部」を設置し、年度毎に「北海道開発局 i-Construction アクションプラン」を策定し、i-Construction を推進するため取組を進めていた。

平成 31 年 3 月には i-Construction の取組を先導する「i-Construction モデル事務所」として「小樽開発建設部」を位置付け、調査・設計から維持管理まで BIM/CIM を活用しつつ、3次元データの活用や ICT 等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」として『倶知安余市道路』が登録され、施工中に生じる技術的課題や維持管理への活用方法等について集中的に検討を進めている。

令和元年 10 月 11 日には北海道開発局 i-Construction 推進本部の下に「ICT 活用検討部会」を設置し、ICT を活用した維持管理の推進についても検討を進めることとし、除雪現場の省力化による生産性・安全性向上を目指す「i-Snow」や ICT (情報通信技術) を活用した除草作業の自動化による堤防除草の生産性向上を目指す「SMART-Grass」の検討についても産学官が連携して進めている。

また、平成 29 年 4 月 28 日に i-Construction の普及促進のため、「i-Construction 連絡会議」(構成員：北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社) を設置し、各発注機関との情報共有・連携を進めている。

令和 3 年 3 月 29 日に「北海道開発局インフラ DX・i-Construction 推進本部」に改定され、年度毎に策定される「北海道開発局インフラ DX・i-Construction アクションプラン」によりインフラ DX・i-Construction の取組を進めている。

(2) インフラ DX・i-Construction の取組状況

インフラ DX・i-Construction の取り組みでは、「北海道開発局 i-Construction アクションプラン」に基づき、次の 4 つの取組を柱として進めている。

ア 取組 (1) i-Construction の推進

「ICT 活用工事の拡大（簡易型 ICT 活用工事の推進、新規工種活用拡大）」、「ICT 未経験企業（サポート制度の試行）」、「プレキャストコンクリートの設計段階での検討及び運搬可能な規格はプレキャスト化を促進」、「施工時期平準化の推進」、「自治体等への情報共有の充実に図ると共に連携した取組による自治体工事への普及促進（連絡会議の実施等）」、「HP 等による情報提供や広報を通じた現場の魅力発信の機会を拡大」、「北海道開発局 i-Con 奨励賞」により優れた取組事例を広く周知し、導入拡大に向けた取組を推進（インセンティブを付与）、「生産性向上に向けた新技術・新工法の活用」、「生産性チャレンジ工事による取組」等の取組を実施している。

イ 取組(2) BIM/CIMの推進

「令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、大規模構造物の全ての詳細設計で原則適用し、BIM/CIM活用工事・業務を拡大」、「BIM/CIM活用工事・業務のモデル事務所の取組を他開発建設部にも展開」、「維持管理を見据えたBIM/CIM活用及び3次元データを活用した維持管理の推進」等の取組を実施している。

ウ 取組(3) インフラDXの推進

「人材育成推進のための環境（設備等）を整備」、「3D データを活用した研修・講習会の実施（職員、地方公共団体、業界団体）」、「ICT 技術を活用した建設現場の遠隔臨場等による非接触・リモートの取組を推進」、「デジタルデータを活用した北海道特有の課題に対応した技術開発・活用促進除雪作業の省力化技術（i-Snow）」、「堤防除草の効率化技術（SMART-Grass）などについて寒地土研・有識者民間企業との共同研究」等の取組を実施している。

エ 取組(4) フォローアップ活動

各種項目の普及状況等を確認するための実績等調査を実施している。

4 入札・契約制度の変遷

公共工事の入札・契約制度は、過去の贈収賄や談合等の不祥事の頻発やWTO 政府調達協定発効の国際化などに対応するため、平成5年の中央建設業審議会建議において、一般競争入札の導入を始めとする新施策が打ち出された。また、平成12年には「入札契約適正化法」が制定され、技術力による競争の促進と、入札契約手続の透明性向上を図ってきた。しかし、依然としてダンピング受注、適正施工への懸念等の問題が解消されず、その主たる原因は、技術力を評価する多様な入札方式の普及が不十分であることであった。そこで、平成17年には価格と品質の総合的な評価によって最も優れたものを調達するという理念として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、その実行策として、総合評価方式による一般競争入札の導入が一層促進された。その後も、多様な入札方式の採用等が次々と打ち出されているところである。このように、公共工事における入札・契約制度は、透明性や競争性を確保することによる不正行為の排除等を狙いとして大きく変貌を遂げている。

当局においても、これらの状況に的確に対応するため、新しい入札・契約制度の定着を図っているところであるが、以下に、入札・契約制度に関するこれまでの変遷の要点と最近の動きについて記述することとする。

(1) 平成5年以前（指名競争入札方式）

我が国の公共事業における契約方式は、明治 22 年に制定された明治会計法において、一般競争入札方式を原則とされたが、その後、無制限に競争させるとかえって国にとって不利になる場合が生じたため、明治 33 年には指名競争入札方式が創設された。

それ以後、平成 5 年までの 90 年以上の間、公共工事の入札方式はこの指名競争入札方式が運用の基本となっていた。

(2) 平成 5 年の中央建設業審議会の建議

平成 3 年頃から建設業界と政界の癒着に対する批判が高まる中、平成 5 年 6 月以降、公共事業の発注をめぐる大型の贈収賄事件が摘発され、市長、知事等の首長や大手ゼネコンの最高幹部等が次々と逮捕された。また、国際的にも新たなガット政府調達協定に関する交渉の進展があった。

そこで、政府は、同年 7 月、中央建設業審議会に「公共工事に関する特別委員会」を設置して、公共工事の入札・契約制度全般にわたる思い切った改革に着手し、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」を当時の建設大臣に建議した。

ア この建議は、入札・契約制度改革の主要なテーマをほぼ網羅するとともに、次のような具体的な提案を行っている。

(ア) 一般競争入札方式については、一定規模以上の大規模工事に係る採用を初めて積極的に提案し、一般競争入札方式の採用を前提とした入札ボンド制度の導入の可能性についても提案。

(イ) 指名競争入札方式に関しては、指名基準及びその運用基準の策定及び公表の徹底を提言するとともに、建設業者の受注意欲を反映した指名競争入札方式として「公募型」、「工事希望型」の導入を提案。

(ウ) その他にも技術提案総合評価方式にも触れ、苦情処理制度の創設、入札監視委員会の設置、建設業者選定のためのデータベースの整備等に関する提案。

イ この建議の直後の平成 6 年 1 月に、政府は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を閣議了解し、平成 6 年度予算に係る公共事業から実施することとした。

(3) 平成 12 年の「公共工事入札・契約適正化法」の制定

その後も入札談合や入札をめぐる贈収賄等の不正行為が後を絶たなかったため、政府は、平成 12 年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を制定し、この法律のガイドラインとなる「適正化指針」を翌年の平成 13 年に閣議決定した。

この法律の目的は、国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることとされ、入札・契約適正化の基本原則として①透明性の確保、②公正な競争の促進、③不正行為の排除の徹底、④適正な施工の確保、を明示している。

主な内容としては、公共工事の発注見通しや入札・契約に係る情報の公表、施工体制の適正化のための一括下請負の全面的禁止、不正行為に係る公正取引委員会への報告等を義務付けるとともに、この法律のガイドラインとなる「適正化指針」を定めること、発注者にはそれに従って適正化を進める努力義務を課すとともに、毎年度、適正化の状況を把握して公表することとされた。

(4) 平成 17 年～平成 24 年（入札談合防止対策・ダンピング受注対策等）

ア 平成 17 年の国土交通省直轄の鋼橋上部工事に係る橋梁談合事件を受けて、国土交通省が「入札談合の再発防止対策について」を発表し、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充等の各種の入札談合防止対策を打ち出した。当局としてはこの防止策に盛り込まれた基準額以上に範囲を拡大して、一般競争入札及び総合評価落札方式を実施したところである。

イ 一般競争入札の拡大により、透明性・競争性の向上が図られた一方で、大規模工事において低価格による入札が増加したため、平成 18 年 4 月に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」が取りまとめられたが、その後も低価格による入札が続いたことから、同年 12 月に「緊急公共工物品質確保対策について」が出された。

内容としては、4 月の対策が大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心としていたのに対して、12 月の対策は主に入札段階を中心としたものとなっている。

ウ 平成 19 年 3 月には、国土交通省発注の水門設備工事に係る入札談合事件を受け、当面まず取り組むべきこととして「当面の入札談合防止対策について」が取りまとめられ、一般競争入札の拡大、多様な入札方式の採用や入札談合を行った場合のペナルティの強化が打ち出された。当局としては一般競争入札について、この防止策に盛り込まれた基準額以上に範囲を拡大、予定価格 5 千万円以上とし、さらに、5 千万円未満の工事についても、積極的に実施することとした。総合評価落札方式については、原則として発注の全件数を対象にすることとした。また、WTO 対象工事について入札ボンドの試行を行うこととした。

エ 平成 20 年 7 月には、国土交通省発注工事での不正行為事案発生に伴い、公正入札調査会議において「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」が取りまとめられ、不正防止のための構造的改革と当事者に対する厳格なペナルティが打ち出された。この中で、不正が起きにくい入札制度改革として、入札書提出後での予定価格の作成、一般競争入札のさらなる拡大と工事希望型競争入札の改善、直近上下位ランクの競争参加と地域要件の緩和による競争性の向上などの取組を実施することとされた。

オ 平成 21 年 2 月には、平成 20 年 5 月と 6 月に相次いで発覚した北海道開発局発注工事での官製談合事案を受けて、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定し、不祥事再発防止のための具体的な取組の柱の一つとして入札契約プロセスの見直しを位置付け、入札契約の業務分担の見直し、競争性の一層の向上、情報公開と情報管理体制の厳格化、談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底に取り組むこととした。具体的には、設計部門と積算部門の分離、一般土木工事の原則一般競争入札実施、入札経過や工事の内容等の情報等について一覧性のある情報開示、各種機密情報管理の徹底、総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入、談合疑義案件の類型化による調査の徹底等に取り組むこととした。

カ 平成 24 年 10 月、高知県内における国土交通省の土木工事発注に関し、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が行われた。国土交通省としては、「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、その実態解明と再発防止対策等の検討

の結果、予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出（同時提出型）させることとした。当局としても、平成 25 年 3 月から予定価格 2 億 5 千万円未満の工事を対象に同時提出型を試行することとした。その後平成 26 年 3 月には同時提出型の対象を「施工能力評価型を適用する全ての工事」に拡大している。

(5) 平成 26 年（担い手 3 法）

平成 26 年 6 月、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正（担い手 3 法）し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。

(6) 令和元年（新・担い手 3 法）

令和元年 6 月、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題に対応し、5 年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手 3 法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正された。

(7) まとめ

以上が入札・契約制度の主な変遷と最近の動きであるが、当局としてはこれまでの様々な取組を着実に実施することにより、今後も入札・契約に関して、より一層の透明性及び競争性を確保すると同時に、公共工事の品質確保の促進等に努めていくこととしている。

表2-14-1 公共工事等における入札・契約制度の変遷

年	月	関係法令等の制定等	参考事項
明治22年	2月	明治会計法の制定 →契約制度の確立 原則：一般競争 例外：随意契約	2月 大日本帝国憲法公布
明治33年	6月	勅令第280号 →指名競争入札方式の創設	
大正10年	4月	大正会計法の制定 →明治会計法の全面改正 原則：一般競争 例外：指名競争と随意契約	
昭和21年	11月		11月 日本国憲法公布
昭和22年	3月	現行会計法（法律35号）の制定	
平成 5年	12月	・中央建設業審議会の建議 →「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」 ・一般競争入札方式の採用 ・指名競争入札方式の改善 ・多様な入札・契約方式の活用 ・競争参加資格審査制度の改善 ・苦情処理制度の創設 ・入札監視委員会の設置 ・建設業者選定のためのデータベースの整備 ・履行保証制度の抜本的見直し ・共同企業体制度の改善 ・コンサルティング業務発注の透明性・客観性、競争性の向上 ・制裁措置の強化	6月 ゼネコン汚職
平成 6年	6月	・工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表 ・一般競争方式の導入 ・公募型プロポーザル方式の導入 ・公募型競争入札方式の導入 ・北海道開発局入札監視委員会の設置	
平成 7年	4月	公募型指名競争入札方式の本格導入	
平成 8年	12月	・簡易公募型プロポーザル方式の導入 ・簡易公募型競争入札方式の導入	
平成10年	2月	・中央建設業審議会の建議 →「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」 ・民間の技術力を活用する仕組みの導入 ・設計・施工技術の一括活用の導入 ・価格のみの競争の見直し ・入札・契約手続の透明性の一層の向上 ・地方公共団体における改善の徹底 等	
	4月	・工事希望型指名競争入札方式の本格導入 ・標準プロポーザル方式の本格導入	
平成12年	11月	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」制定	
	12月	総合評価落札方式の導入	
平成13年	4月	・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行 ・工事の発注見通しの公表 ・工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表 ・工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について	1月 中央省庁再編
平成14年	10月	・建設コンサル等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表	8月 鈴木元長官受託収賄容疑で逮捕
	11月	・開発建設部入札監視委員会の設置	
平成15年	1月	「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」施行	1月 岩見沢市発注の建設工事で官製談合
	4月	電子入札の全面実施	
平成17年	4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行	5月 鋼橋上部工事入札談合事件

年	月	関係法令等の制定等	参考事項
	7月	「入札談合の再発防止対策について（国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会）」 →鋼橋上部工事における大規模な談合事件の発生に伴い、入札談合の再発防止対策をとりまとめ	7月 日本道路公団発注の鋼橋上部工事で官製談合（副総裁が逮捕）
	10月	・一般競争入札方式の拡大 →H17：予定価格3億円以上の工事 H18：予定価格2億円以上の工事 それ未満の工事にあっても積極的に一般競争入札方式を試行（H17.10.31以降適用） ・工事希望型競争入札方式の導入 ・簡易型総合評価落札方式の導入	7月 新潟市発注の建設工事で官製談合
平成18年	5月	・「いわゆるダンピング対策」の発出 →大規模工事における低入札の増加を受け、予定価格が1億円以上の低入札案件における重点調査の実施及び公表、工事コスト調査結果の公表、発注者の監督・検査の強化、受注者側技術者増員の対象拡大、指名停止措置の強化（粗雑工事について1ヶ月→3ヶ月）、前後工事における単価合意の導入 ・平成18年度における入札及び契約に関する事務の執行について →予定価格1億円以上は原則一般競争入札の実施、1億円以下の積極的試行。これ以外は工事希望型を実施し、通常指名の原則廃止。総合評価落札方式について、18年度は件数5割・金額8割以上を対象に実施	1月 防衛施設庁発注工事で官製談合
	6月	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更	
	8月	「公共調達適正化について」（財務大臣通達）発出 →随意契約の見直しや入札結果等の情報の公表に関し言及	
	9月	参加者の有無を確認する公募手続の実施	
平成19年	1月	「緊急公共工物品質確保対策」の発出 →なお増加する低入札に対して、主に入札段階での対策	1月 名古屋市発注の地下鉄工事で談合（大手ゼネコン5社の幹部が逮捕）
	3月	「当面の入札談合防止対策について（入札談合防止対策検討委員会）」 →水門設備工事における官製談合事件の発生に伴う、当面の入札談合防止対策をとりまとめ	3月 水門設備工事に関し、公正取引委員会が国土交通省に対し官製談合防止法に基づく入札談合等関与行為の改善措置要求を発出
	6月	・平成19年度における入札及び契約に関する事務の執行について →一般競争入札を拡大し予定価格5千万円以上は原則実施、5千万円未満の案件も積極的実施。総合評価落札方式について、原則全件を対象に実施 ・建設コンサルタント業務への低入札価格調査制度導入	
平成20年	6月	・「公共工事の品質確保に関する当面の対策」の発出 →低入札に対して、総合的な対策を発出 ・公共工事の入札及び契約の適正化の推進について →「入札契約適正化法」における義務づけ事項の徹底を図る。 ・平成20年度における入札及び契約に関する事務の執行について →随意契約の見直し、再委託の厳正な取扱いを追加	1月 上川支庁発注工事で汚職 5月 開発局発注の農業土木工事で官製談合 6月 開発局発注の河川改修工事で官製談合
	7月	「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について（公正入札調査会議）」 →近畿地方整備局発注の工事における不正行為事案の発生に伴う、当面の入札関係不祥事の防止対策をとりまとめ	9月 森町発注工事で汚職（町長らを談合容疑で逮捕） 10月 道教育委員会の学校改修工事で汚職（道教育委員会主幹らを談合容疑で逮捕）
平成21年	2月	・北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画策定 →「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会中間報告書」に基づく再発防止対策への取り組みの柱の一つとして「入札契約のプロセスの見直し」 ・入札契約における業務分担の見直し ・競争性の一層の向上 ・情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化 ・談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底	
	5月	・建設コンサルタント業務の低入札における品質確保対策の試行 →管理技術者等への各種義務づけ、成果品の第三者照査義務づけ等 ・平成21年度における入札及び契約に関する事務の執行について →事業の早期実施のため一般競争の手続期間の短縮（実績重視建設コンサルタント業務の総合評価の実施	6月 北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対して、公正取引委員会は、独禁法違反により排除措置命令及び課徴金納付命令
	7月	建設コンサルタント業務の総合評価の実施	
平成22年	3月	総価契約単価合意方式の実施 →単価等を前もって協議して合意しておく方式の導入	4月 札幌開発建設部と石狩川開発建設部が統合

年	月	関係法令等の制定等	参考事項
	6月	入札ボンド制度の試行拡大 →入札保証金の納付について、WTO案件が対象から3億円以上（一般土木及び建築）に拡大	
	7月	建設コンサルタント業務の低入札における新たな品質確保対策として、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価する「履行確実性」を試行	
平成24年	10月	「当面の再発防止対策について（高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会）」 →官製談合事件の発生に伴う、当面の入札談合防止対策をとりまとめ	10月 高知県内の土木工事に關し、公正取引委員会が国土交通省に対し官製談合防止法に基づく入札談合等関与行為の改善措置要求を發出
平成25年	3月	高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しとして、入札書と競争参加資格確認資料を同時に提出（同時提出型）を試行 →予定価格2億5千万円未満の工事が対象	
	7月	・段階選抜方式の試行導入 段階選抜方式は、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後に、詳細な技術提案の提出を求め、予定価格と技術提案から契約の相手方を決定（二次審査）する方式（指名競争入札） ・予定価格1,000万円以下で発注される建設コンサルタント業務等について、業務成果品の品質を確保するため、調査基準価格に準じた品質確保基準価格の設定を試行	
平成26年	3月	同時提出型の適用範囲の拡大 →対象を「予定価格2億5千万円未満の工事」から「施工能力評価型を適用する全ての工事」に拡大	
	6月	担い手3法の一体的改正 →インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正 予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め	
平成28年	11月	「簡易確認型」による総合評価落札方式の試行導入 →入札参加者が提出した「簡易技術資料」により、落札候補者を選定し、開札後に、「簡易技術資料」の根拠となる「詳細技術資料」を提出させる方式	
平成29年	3月	「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する調査報告書（中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会）」 →中部地方整備局職員における不正行為事案の発生に伴う、再発防止策のとりまとめ	中部地方整備局職員による不正行為
	6月	段階的選抜方式の導入 段階選抜方式は、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後に、詳細な技術提案の提出を求め、予定価格と技術提案から契約の相手方を決定（二次審査）する方式（一般競争入札）	
令和元年	6月	新・担い手3法の一体的改正 →新たな課題に対応し、担い手3法の一体的改正の成果をさらに充実する新・担い手3法改正を実施 相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正 i-Constructionの推進等による生産性の向上	
	8月	電子契約システムの導入	